

事 業 報 告 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団三幸診療所
- ① 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648-5
- (3) 設立認可年月日 平成19年3月28日
- (4) 設立登記年月日 平成19年4月12日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	三幸診療所	2812006134	兵庫県明石市大久保町 江井島1648-5	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和5年10月20日	定時社員総会	決算承認、理事報酬承認の件
令和6年 7月20日	定時社員総会	事業計画及び收支予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団 三幸診療所
 所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648番地の5

※医療法人整理番号 01565

財産目録

(令和6年8月31日現在)

1. 資産額	244,190	千円
2. 負債額	123,073	千円
3. 純資産額	121,117	千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	100,602
B 固定資産	143,588
C 資産合計 (A+B)	244,190
D 負債合計	123,073
E 純資産 (C-D)	121,117

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 三幸診療所

※医療法人整理番号 01565X

所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648番地の5

貸借対照表

(令和6年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	100,602	I 流動負債	9,421
II 固定資産	143,588	II 固定負債	113,652
1 有形固定資産	13,463	負債合計	123,073
2 無形固定資産	130,125	純資産の部	
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	9,200
		II 積 立 金	111,917
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	121,117
資産合計	244,190	負債・純資産合計	244,190

法人名 医療法人社団 三幸診療所

※医療法人整理番号 01565

所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648番地の5

損益計算書

(自 平成5年9月 1日 至 令和6年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	161,885
2 事業費用	157,189
本来業務事業利益	4,696
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,696
II 事業外収益	1,138
III 事業外費用	182
経常利益	5,652
IV 特別利益	4,803
V 特別損失	421
税引前当期利益	10,034
法人税等	714
当期純利益	9,320

監事監査報告書

医療法人社団三幸診療所
理事長 池田 善紀 殿

私は、医療法人社団三幸診療所の令和5会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月27日
医療法人社団三幸診療所
監事 林 晃弘

法人名 医療法人社団 三幸診療所
 所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648番地の5

※医療法人整理番号 5/585

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)